陳情第 6 号

令和3年11月17日

長崎市議会 議長 井上 重久 様

陳 情 書

個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件 に付き早急に解決を望む

> 長崎市新地町5の4 鳥居丈平

土地不当使用の経緯

油屋町46番の土地については、都市計画道路(本石灰町 道路拡張工事~崇福寺方面への道路拡張工事)に該当する土 地として市との協議の結果、2回(19㎡、28.49㎡)に分け て買収するとのことであった。

19 ㎡ (分筆により 46 番 2) については、昭和 41 年 1 月 17 日に買収、分筆、所有権移転登記されている。

しかしながら、28.49 ㎡については、道路部分として非課税(昭和42年4月から)の扱いになっているが、その後も、買収、分筆、所有権移転の話もないまま、現在まで放置され不当に使用されている。

(説明資料)

- 1. 地権者 と市とのやり取り時系列
- 2. 当時の参考資料
- 3. 現地の地図

私は、地権者 の長女の夫、鳥居丈平です。宜しく お願いします。

令和2年2月税理士事務所と税金の打ち合わせをした時に 固定資産納税通知書と登記簿謄本に記載された土地の面積 の違いに気づいた。

謄本に記載された面積よりも納税通知書の面積が28.49㎡ 狭〈記載されていた。

2月14日市役所用地課へ出向き職員3名が応対し説明を求めたが原因は解らないと言う。

用地課職員と一緒に税務課へ行き、税務課職員に問うた。

- 1. どうして資産納税通知書と登記簿謄本との面積が違うのか?
- 答解りません。
- 2. ではどうして昭和42年から28.49㎡に対して非課税になっているのか?
- 答が解りません、よく有る事です。
- 3. 非課税になっている部分はどこか?
- 答解りません。

不遜で不誠実な応対である。

(資料有り)

再度用地課へ戻るも、職員の"暴言と威嚇行為"を受ける。 (資料有り)

令和2年3月13日 市の要請により紛争地の場所、面積を 特定の為、境界確認と図面作製に取りかかる。

並行して用地課に解決策を問うが、一向に埒が明かない。

5月2日現地に用地課職員3名が来た、用件は問題の土地 28.49㎡(歩道)を、市に寄付して貰う事になると言う。 その寄付に関わる書類まで持ってきた。

「問題点」

- 昭和41年1月に市は本件紛争地の隣地46-2黄色部分を買収し分筆、所有権移転登記をしている。
- 翌年42年に紛争地46-1番地一部(歩道28.49㎡)を非 課税にしている。
- どうして、この時で買収、分筆、所有権移転登記をしなかった のか?

市はここに至るも、説明も謝罪もなし。

- 5月12日松浦土木部長と面談、当方の考えをつたえる。
- イ・現在の実勢価格相当で、買い取ってもらう。
- ロ・昭和42年以降現在までの賃借料として地権者に支払う。
- ハ・和解金か見舞金として支払う。
- 二·現在まで問題処理を放置した事を謝罪する事。 副市長、市長にも報告する様に伝える。
- 上記イ・ロ・ハ・に関して、市には金額を決定出来る者が居ない との事。そうかと言って、裁判までするつもりはないとの事であ る。
- 7月29日土木部長他職員2名同席、副市長とも相談をしたが 妙案が出て来ないとの事。 市、部長より下記の提案有り 裁判で争うのではなく、裁判所への「調停申し立て、」を行ったらどうかとの勧めが有り、これに従い「調停申し立て」を

「調停申し立て」

1回目: 令和3年1月5日

市当局者は欠席、当方は、鳥居、妻、妹と3名が

出席

2回目: 令和3年2月4日

裁判官が当方の意見を聞いた後、冒頭より市の

方から「調停に応じる気は全くありません」との事。

10分で終了閉廷。調停委員も驚き

市の方からの提案で、調停に応じたのに、この対応はないだろう。

2月8日(月)調停の結果を受け、土木部長室へ出向く 部長、課長に調停の結果対応について、質すと「すいません、こんな筈では無かったのに、すいません。」との返事。 全く話しにならないし、情けない。

- 1. 市長へ公開質問状をだす。
- 2. 市議会へ陳情書をだす。
- 3. マスコミに公表して市民に問う。 上記の事を伝える。

2月19日(金)部長より上記の事に対して、市三役と相談したが案が無いとの返事。竹内課長が再度裁判にしないかと言う、鳥居さんがしなければ、市の方からする事も出来る

と言いだした。当初から市は裁判にする気はありませんと、言っていたのに真意が解らない。又、竹内課長が土地の代金は当時支払ったかもしれない、と言い出した。その証拠を出しなさいと言って、1週間時間を与えた。

2月26日(金) 竹内課長より電話あり、当時の資料を探し たが何も無いと言う。話にならない。

3月4日(木) 現地油屋町で、松浦部長、竹内課長と話し合い。解決に向けての進展は全くなし、竹内課長が又、裁判にする気は無いですかと言う。

個人が自治体を相手に裁判をすると言う事は、どれほど の時間と、労力と、費用を要するか、市民の立場を全く理 解していない。

そもそもの原因は、貴方達の先輩が職務怠慢で起きた事 案ではないか、しかも約10年後に地権者 はこ の事を、市当局に問正しているではないか。(資料有り)

その問に対して、何の返答もないまま約50年問題を放置し今日に至っている。正にこの件は行政が、貴方達が解決するべき問題でしょう。と伝え、市長との面会日程を確認して別れる。

3月29日(月) 14:00市長との面談本件は過去の都市計画に基づいて進めて来た事業であり、その過程での市役所先輩のミスである。その処理を現在の行政の当事者が解決するのは、当然の責務と思う。

又、簡単に裁判にしないか、と言うがその事は、問題を 司法へ丸投げすると言うことで、取りも直さず自分達の仕 事を放棄する事です。 私は、この件で昨年の2月より始まり、市役所の関係部署、用地課、資産税課、土木部でどれだけ不愉快な思いをしたか、これが市民の為の役所かと愕然としました。

これが、現場の実態であります。

本件につき、早急に解決する事をお願いして、面談をおわる。

4月9日(金)松浦土木部長と面談、市長との面談後の話を聞く。今、別の弁護士に何かよい方法はないかと相談をしているとの事。

4月30日(金) 松浦部長より、本件を認めれば、他に数 千件も有り影響が大過ぎる、との事。

5月14日(金) 松浦部長より、市3役とも相談したが、 やはり裁判しか方法はないのではないか、との返事であ る。

6月1日 当方、弁護士2名、司法書士1名と相談 結論、3名共、本件は行政当事者が解決すべきと判断した。(当初より相談をしており、内容は熟知している。)

- 11月5日市長との2回目の面談市長日く、ネックになるのが2点ある。
 - 1. 事実認定が難しい。 (市に資料が一切ないので)
 - 2. 時効の権利がある。

本件が発覚して以来、1年9ヶ月が経過。市の発言はころ ころ変り、全く進展がなく今日にいたる。

来週 11 月 7 日の週前半に今後についての返事待ち。 11 月 12 日竹内課長より返事あり、市長、三役多忙の為 進展なし。

令和3年11月13日